

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 6 日

函館市長 工 藤 壽 樹

#### 函館市条例第 9 号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年函館市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 地域型保育事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の後ろに「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第2条 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)

を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。